



私たちは騙されたい!

JR東海会社はJR東海労大阪運輸所分会の組合員に、

「将来の大事な話」と言って出向の面談を受けさせておいて、面談内容に関する率直な疑問と質問について一切答えず、労働条件も明らかにできない企業への出向を強要しています!

まさか、労基法違反の労働条件を隠しているんじゃないでしょうね!?
「法律的なことは分からない」等の言い訳は通用しません!

◎労働基準法 (労働時間)

第32条

使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。

(年次有給休暇)

第39条

使用者は、前各項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。

出向社員の皆さん! あなたの労働条件は大丈夫ですか?

騙されていませんか? 泣き寝入りをしていませんか?

私たちは労働基準法違反と労働条件の不利益変更を許しません!そして、それを隠しているJR東海会社と、知らないふりをしているJR東海ユニオン指導部を絶対に許しません!